

肥料価格高騰対策のごあんない



～肥料価格高騰に直面する**販売農家**の皆様を支援します～

注)この内容は令和4年11月1日時点のものです。今後内容変更の可能性がります。

作成:米子市農業再生協議会

販売農家※の皆様へ

肥料価格の高騰が農業経営に与える影響を緩和するため、肥料の購入費用の一部を支援します。

※ この支援事業は農産物を生産・販売する農家が対象です。



支援対象となる肥料

令和4年6月から令和5年2月までに購入または予約注文が確定し、販売目的の農産物を生産するために使用する肥料が対象です。

※ 令和4年5月31日以前に購入または予約注文した肥料は対象になりません。

支援の内容

・前年度からの肥料費増加額分のうち、**9割程度**(国7割、県1割、市1割負担)に相当する金額を**支援金**として交付します。

●支援金の金額例(秋肥の場合):対象期間の肥料費が**10万円**だった場合
支援金 = (100,000円 - 100,000円 ÷ 1.4 ÷ 0.9) × 0.9 = **18,571円**

※ 国が作成した計算式で算出するため、実際は増加額の9割に満たない場合があります。

・ただし、「**化学肥料の低減にむけた取組メニュー**」から、**2つ以上の取組**を選んで実施することが条件となります。

申請に必要なもの

提出した資料は返却できません。
原本が必要な方はコピーを提出してください。

① **注文票** (肥料銘柄、数量、購入金額がわかるもの)

※ ホームセンターなどの店頭で予約注文無しに購入した肥料(当用買い肥料)も、一覧表を別々に作成して(様式があります)、レシート等とともに提出してください。

② **領収書**または**請求書** (肥料の種類、数量、購入金額が記載されていること)

※ 注文票、領収証または請求書は、**令和4年秋肥**(令和4年6月～10月に注文した肥料)と、**令和5年春肥**(令和4年11月～令和5年2月に注文した肥料)を、別々にとりまとめてください。

③ **化学肥料低減計画書**

※ 「化学肥料低減にむけた取組メニュー」から、2つ以上選んで記入してください。
また、支援金を受給するにあたって**遵守すべき事項**について確認していただきます。

④ **販売伝票等** (農産物の販売実績を確認できるもの)

⑤ **振込口座情報** (確認ができる書類の写し 例:通帳表紙と見開き1ページ目など)

★重要★ 支援金申請後に必要なこと



① 支援金受給の対象として申請した肥料は、令和4年秋肥または令和5年春肥として必ず使い切ってください。

② 「化学肥料の低減に向けた取組」を実施したことが確認できる書類(※)を、5年間保管してください。

※ 土壌診断結果、施肥設計書、作業時の写真などですが、必要となる書類は取組むメニューの種類によって異なります。

③ 支援金交付額の根拠となる証拠書類を5年間保管してください。

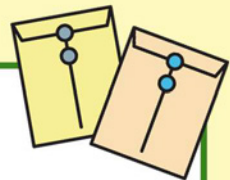
④ 令和5年10月までに中間報告書を、令和6年10月までに実施報告書(化学肥料低減実施報告書:様式第6号)を、提出してください。

化学肥料低減の取組を行わなかった場合や、必要書類を提出しなかった場合、あるいは虚偽の報告を行った場合などは、

支援金を返還していただくこととなります。



申請期間



令和4年秋肥(令和4年6～10月までに購入または予約注文が確定した肥料)

令和5年春肥(令和4年11月～令和5年2月までに購入または予約注文が確定した肥料)

いずれも(※)

令和5年 2月28日まで

※ ただし、別々の申請書にとりまとめて申請してください

申請先

- 米子市農業再生協議会(米子市役所第2庁舎4階農林課内)
- JA鳥取西部営農部営農企画課(JA鳥取西部本所4階)
- JA鳥取西部中央営農センター
- JA鳥取西部淀江支所
- JA鳥取西部弓浜営農センター

お問い合わせ先

● 申請に関すること

米子市農業再生協議会事務局(米子市農林課) TEL:0859-23-5231

● 事業全般に関すること

鳥取県農業再生協議会事務局(鳥取県農林水産部農業振興監生産振興課)

TEL:0857-26-7417、7649

ホームページURL:<https://www.pref.tottori.lg.jp/307380.htm>